



宇部・山陽小野田消防局業務開始

宇部市消防本部と山陽小野田市消防本部が統合され、4月1日から宇部・山陽小野田消防局として業務を開始します。統合により、消防車や救急車の到着時間の短縮等初動体制の強化、救急資機材等の効率的な整備が図られます。

なお、消防本部の機能は消防局（現宇部市消防本部：宇部市港町二丁目3番30号）に移りますが、各消防署の業務範囲が拡大され、火災や救急等の出動に加え、次の業務を取り扱います。

◎業務内容

- 消防訓練の相談
- 消防用設備等の各種届出の受付
- 建築確認申請に係る消防設備の相談
- 防火に関する相談
- 救命講習の申込み、相談



■ 4月1日からの問い合わせ先

- 宇部・山陽小野田消防局（代表 ☎ 21-6111）
- 宇部中央消防署（☎ 21-6115）
- 宇部西消防署（☎ 41-9600）
- 小野田消防署（☎ 83-0119）
- 山陽消防署（☎ 71-1900）

〈問い合わせ先〉 宇部市消防本部消防組合設立準備室（☎ 21-6119）
山陽小野田市消防本部（☎ 83-2037）



固定資産の縦覧が始められます 課税台帳の閲覧も随時受付中

■ 固定資産の縦覧

- ◎対象 ①市内の土地・家屋にかかる固定資産税の納税義務者 ②納税義務者と同居の親族 ③固定資産所有者の相続人 ④納税管理人 ⑤納税義務者の代理人
- ※免税点未満または非課税の土地、家屋の納税義務者は縦覧できません。
- ◎期間 4月1日(日)～5月31日(木)
8:30～17:15（土・日・祝日を除く）
- ※4月1日(日)は、税務課固定資産税係で9:00～13:00まで縦覧できます。
- ◎縦覧場所 税務課固定資産税係、山陽総合事務所市民窓口課、埴生支所
- ◎持参するもの 本人確認ができるもの（免許証、健康保険証等）
- ※②～④に該当する人はその事実を証明する書類（戸籍等）が、⑤に該当する人は納税義務者からの委任状が必要です。

■ 固定資産課税台帳の閲覧

- ◎対象 ①固定資産税の納税義務者 ②納税義務者と同居の親族（4月1日～5月31日までの縦覧期間に限る） ③固定資産所有者の相続人 ④納税管理人 ⑤借地・借家人 ⑥納税義務者の代理人
- ◎期間 通年 8:30～17:15（土・日・祝日・年末年始を除く）
- ◎閲覧場所 税務課固定資産税係、山陽総合事務所市民窓口課
- ◎持参するもの 本人確認ができるもの（免許証、健康保険証等）
- ※②～⑤に該当する人はその事実を証明する書類（戸籍、賃貸借契約書等）が、⑥に該当する人は納税義務者からの委任状が必要です。
- ◎手数料 1件につき200円
※縦覧期間中は無料です。

〈問い合わせ先〉 税務課固定資産税係（☎ 82-1127）